

第6次富士宮市総合計画策定支援業務  
プロポーザル実施要領

令和5年9月

静岡県富士宮市  
企画戦略課

本実施要領は「第6次富士宮市総合計画策定支援業務」の契約候補者を提案内容等により評価・選定する公募型プロポーザル方式の手続き等について、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

第6次富士宮市総合計画策定支援業務

### (2) 業務概要

平成28年3月に策定した第5次富士宮市総合計画の計画期間が令和7年度末をもって終了することに伴い、第6次富士宮市総合計画（以下、「次期計画」という。）を策定する。また、本市の人口減少対策の基本的計画である「第2期富士宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても次期計画に総合戦略を統合する。

次期計画の策定にあたり、本市の現状や課題、社会情勢や市民ニーズなどを適切に捉えるとともに、策定後の周知啓発や進行管理などを効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、優れた分析力や企画力、創造力、豊富な経験等を有する事業者を選定する。

### (3) 業務内容

別添「第6次富士宮市総合計画策定支援業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）記載のとおり。ただし、契約時における業務仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

### (4) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

## 2 委託費

本業務に関する費用は、以下のとおりである。なお、金額は単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

【委託上限金額】 34,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

（限度額内訳）令和5年度：11,000千円

令和6年度：12,000千円

令和7年度：11,000千円

## 3 スケジュール

選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

項 目	期 間・期 日
募集開始（ホームページ公開）	令和5年9月1日（金）午前8時半から
参加申込書受付期間	令和5年9月11日（月）午後5時まで

参加資格結果通知	令和5年9月15日（金）
企画提案書及び関連書類の質疑受付期間	令和5年9月19日（火）午後5時まで
質問に対する回答期日	令和5年9月22日（金）
企画提案書等提出期限	令和5年9月26日（火）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和5年10月2日（月）午後 （予備日）10月3日（火）午後
審査結果通知書の交付	令和5年10月6日（金）

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定の欠格事項に該当しないこと。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 富士宮市物品購入等入札参加業者の資格を有する者
  - イ 引続き2年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を、参加申込書の受付期限日までに提出した者
- (3) 参加申込書の提出日において、富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱又は富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱における入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に地方公共団体における総合計画策定支援に係る業務を直接受託し、かつその業務を履行し、成果物を納品した実績を3件以上有していること。なお、受託実績とは総合計画策定に係る本体業務を受託した実績であり、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まないものとする。

## 5 参加手続き等

### (1) 参加に必要な書類の提出

ア 受付期間 令和5年9月11日（月）午後5時まで

イ 提出先 〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地  
富士宮市役所 企画部 企画戦略課

ウ 提出方法 持参又は郵送（必着）

### エ 提出書類及び提出部数

（ア） 参加申込書（様式1） 1部

（イ） 会社概要書（様式2） 12部

（ウ） 業務経歴書（様式3） 12部

（エ） 実施体制表（様式4） 12部

（オ） 誓約書（様式5） 1部

オ 参加資格等に係る質問は、随時受付・回答するものとする。

### (2) 参加資格結果通知について

参加申込書を受理した後、資格要件の審査を行い、全ての要件を満たしている者を有資格者として取り扱う。その結果について、全ての参加者に対し令和5年9月15日（金）までに電子メールで通知する。

## 6 企画提案書の作成方法等について

参加申込書の提出を受けた資格要件の審査の結果、参加資格有りとなされた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

### (1) 企画提案書の構成

ア 企画提案書表紙（様式7）及び関連書類

イ 参考見積書（様式は自由とし、業務の積算内訳を記載）

ウ 記載必須事項

提案書には、下記の3点に関する事項のほか、別紙「業務仕様書」及び「評価基準」に沿った提案を記載すること。

- ・別紙「評価基準」の順番に構成すること。
- ・業務の実施体制、業務責任者の実績及び本業務に関連する業務実績について
- ・構成、重視する視点について下記①から③までの3項目に留意すること。

①計画策定に市民の関心を集め、目指すべき姿を主体的に考えてもらえる企画を提案すること。

②計画策定に市職員を主体的に参画させる企画を提案すること。

③計画内容がわかりやすく伝わる企画を提案すること。

※策定過程や冊子等でどのように実践・表現していくのかを具体例や過去の実績等で示すこと。

※用紙はA4版横書きを基本（図表等でA3版を使用する場合は、A4版に折ること。）とすること。印刷について、片面・両面は問わない。

(2) 企画提案書及び関連書類の質疑

ア 受付期間及び提出方法

令和5年9月1日（金）午前9時から令和5年9月19日（火）午後5時までに、電子メールで提出すること。

イ 件名は「第6次富士宮市総合計画策定支援業務に関する質問」とすること。

ウ 提出先

- ・メールアドレス：[kikaku@city.fujinomiya.lg.jp](mailto:kikaku@city.fujinomiya.lg.jp)
- ・電話：0544-22-1113 ※ 送信後、電話で受信状況を確認すること

エ 回答方法

令和5年9月22日（金）までに、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、本市ホームページに掲載する。また、質問に対する回答をもって、本実施要領を追加補正したものとみなす。なお、質問者の名称は公表しない。

(3) 企画提案書の提出方法

企画提案書は、12部を紙に印刷し、令和5年9月26日（火）午後5時（必着）までに、郵送又は持参の方法で提出すること。郵送で提出する場合は、電話で到着状況を確認すること。

7 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本補足資料の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (6) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

8 参考資料

提案書及び参考見積書の作成に当たっては、次の資料を参考にすること。

- ア 第5次富士宮市総合計画（前期・後期基本計画）

[http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/municipal\\_government/visuf8000001q8kr.html](http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/municipal_government/visuf8000001q8kr.html))

イ 第5次富士宮市総合計画実施計画

[http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/municipal\\_government/visuf8000001q8kr.html](http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/municipal_government/visuf8000001q8kr.html))

ウ 第5次富士宮市総合計画 後期基本計画策定 市民アンケート調査結果

[http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/municipal\\_government/visuf8000000p3go.html](http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/municipal_government/visuf8000000p3go.html))

エ 富士宮市人口ビジョン（平成27年12月）

[http://www.city.fujinomiya.lg.jp/municipal\\_government/iiosmo0000001dop.html](http://www.city.fujinomiya.lg.jp/municipal_government/iiosmo0000001dop.html))

オ 第2期富士宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略

[http://www.city.fujinomiya.lg.jp/municipal\\_government/iiosmo0000001dop.html](http://www.city.fujinomiya.lg.jp/municipal_government/iiosmo0000001dop.html))

カ 人口減少に関するアンケート調査結果

[http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/municipal\\_government/visuf8000001q8xp.html](http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/municipal_government/visuf8000001q8xp.html))

## 9 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）

- (1) 実施日 令和5年10月2日（月）午後（予備日：10月3日（火）午後）  
※時間については、個別に連絡する。
- (2) 場所 富士宮市役所 1階 113会議室
- (3) 出席者 出席者は3名以内とする。
- (4) 審査時間 準備は5分以内、プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分以内の合計35分以内とする。  
また、プレゼンテーションは、別紙評価基準の順番に沿った説明を行うものとする。
- (5) 内容 プロジェクターの使用を可とする。また、提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加資料の提出は一切認めない。ただし、説明用パワーポイント等の編集は可とする。
- (6) 映像機器等 プロジェクター、スクリーンは本市で用意する。それに接続するパソコン等の機材は説明者側で用意するものとする。
- (7) その他 審査内容や採点等に関する問い合わせは、一切回答しない。プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。ただし審査結果の得点数はホームページで公表する。

## 10 審査について

提出された企画提案書及びプレゼンテーション（ヒアリング）により審査を実施し、その結果に基づいて契約候補者を決定する。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった者を契約候補者とし、さらに見積額が同額であった場合は、くじ引きにより決定する。ただし、審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、候補者を選定しない場合がある。